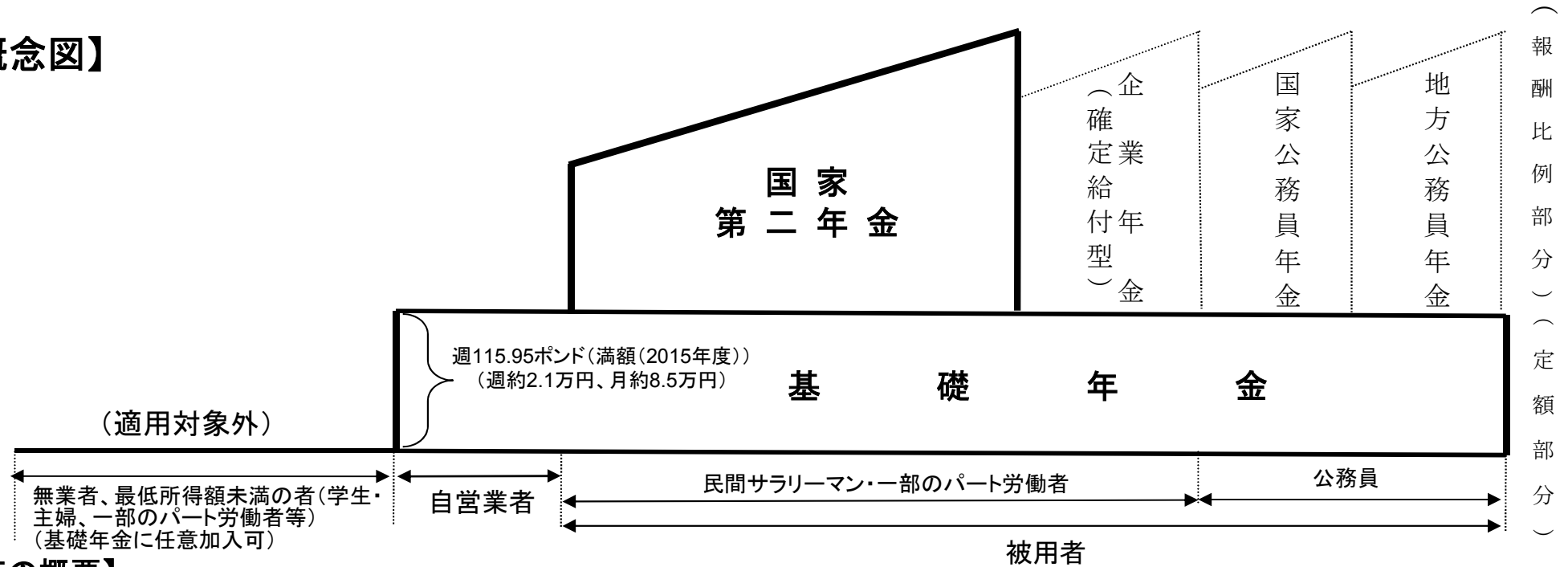


英国の年金制度概要

【概念図】



【制度の概要】

- 被用者・自営業者を通じた定額の基礎年金と、被用者のみを対象とした所得比例の国家第二年金(2002年～)の二階建て(社会保険方式)
- 一部の職域年金の加入者は、国家第二年金の適用除外が認められる(コントラクト・アウト)
 - ※ 2012年4月から、個人年金、ステークホルダー年金、確定拠出型の企業年金は、適用除外の対象と認められなくなった。
 - ※ 2016年4月から、現行の基礎年金と国家第二年金に代えて、定額・一層型の年金制度(「国家年金」)に改正(2016年4月6日以降に支給開始年齢に到達する者が対象)。

- 対象者(2015年末) … 週112ポンド(約2.1万円)以上の賃金がある被用者及び年5,965ポンド(約109.8万円)以上の所得のある自営業者
 - ※ 被用者については、年金額算定の根拠となる保険料記録(年単位)は、一定の方法で計算した賃金が年5,824ポンド(約107.2万円)以上である場合に行われる。
- 保険料率(2015年末) … 被用者: 賃金の25.8%(労: 12.0%、使: 13.8%) (週155ポンド(約2.9万円)超～週815ポンド(約15.0万円)以下の部分)
 - 15.8%(労: 2.0%、使: 13.8%) (週815ポンド超の部分)
 - ※ 被用者の賃金が週155ポンド以下の場合、保険料率は0%。 ※ 保険料は、年金の他、雇用保険等の給付に充てるものとして徴収。
 - 自営業者: 定額部分 2.80ポンド(約515円)／週
 - 所得比例部分 所得の9% (年8,060ポンド(約148.3万円)以上～42,385ポンド(約779.9万円)以下の部分)
 - 2% (年42,385ポンド超の部分)
- 最低加入期間 … なし
- 支給開始年齢(2015年末) … 男性: 65歳、女性: 62歳11か月
 - ※ 女性について2018年までに65歳に引き上げられた後、男女ともに2020年までに66歳に引上げその後、2026年から2028年にかけて67歳に、2044年から2046年にかけて68歳に、男女ともに引上げ
- 国庫負担 … 原則なし
 - ※ 換算レートは2015年12月中に適用される裁定外国為替相場(1ポンド=184円)による。

【給付の構造】(老齢年金)

(年金額算定式)

①基礎年金(単身) 115.95ポンド(約2.1万円) (週額、満額)(2015年度)

※満額受給に必要な年数は、男女ともに30年。30年に満たない場合は、期間に応じて減額される。

②国家第二年金(S2P) (2015年度)

下記算定式により求められる各年度の所得(再評価後)に対応する年金額を加入期間全年度を通じて積算した額(年額)

(算定式) **93.60ポンド(定額。約1.7万円) + 0.1A/44**

A: 一年度の所得のうち、15,300ポンド(約281.5万円)超40,040ポンド(約736.7万円)以下の部分

【沿革】

| | |
|-------|---|
| 1948年 | 国民保険(NI)制度発足 (定額拠出・定額給付) |
| 1978年 | 国家所得比例年金制度(SERPS) 発足、適用除外制度(国家所得比例年金制度への加入免除)の創設 |
| 1986年 | 適用除外制度の要件緩和 (確定給付型企業年金に加え確定拠出型企業年金も認めるなど) 国家所得比例年金制度(SERPS) 給付水準引下げ |
| 1995年 | 女性の支給開始年齢引上げを決定 |
| 1999年 | ステークホルダー年金(全国民を対象とし、保険料を低額に抑えた確定拠出型の個人年金)制度の整備 |
| 2000年 | 国家所得比例年金(SERPS)が国家第二年金(S2P)に段階的移行 |
| 2007年 | 2007年 年金法成立 (受給資格期間の撤廃、男女の支給開始年齢の引上げ等) |
| 2008年 | 2008年 年金法成立 (中低所得層の職域年金制度への加入促進を目的とする自動加入制度の採用等) |
| 2011年 | 支給開始年齢引上げの前倒しを決定 |
| 2014年 | 基礎年金と国家第二年金に代わる定額・一層型の公的年金(受給資格期間が10年を超えない範囲で設けられる予定。2016年4月6日以降に支給開始年齢に到達する者が対象。)の創設、支給開始年齢引上げの前倒し等を決定 |